

●私の財産について（遺された者が分かるように漏れなく書くこと）

1:不動産

土地・建物	所在	地番・家屋番号	その他(持分など)

2:預貯金（現在使用していない口座も記入しておくこと）

金融機関名	支店	種類	口座番号	備考(貸金金庫の有無など)

3:株式・有価証券（国債・投資信託など）

銘柄・種類	数量・金額	証券会社・金融機関名	備考

◆通帳などの保管場所:

(家族だけにわかる符牒などをあらかじめ決めておくこと)

書き切れない場合は、このページをコピーし、貼り付けておくこと

4:その他の財産（貴金属・各種会員権など）

品名・種類	数量	保管場所	備考

5:貸付金・借入金

相手先	連絡先	金額	備考

6:保険

保険会社	種類	証券番号	受取人

7:年金（国民年金・厚生年金・各種団体年金など）

●基礎年金番号(10桁)

年金の種類	支払元・保険会社	証券番号	備考

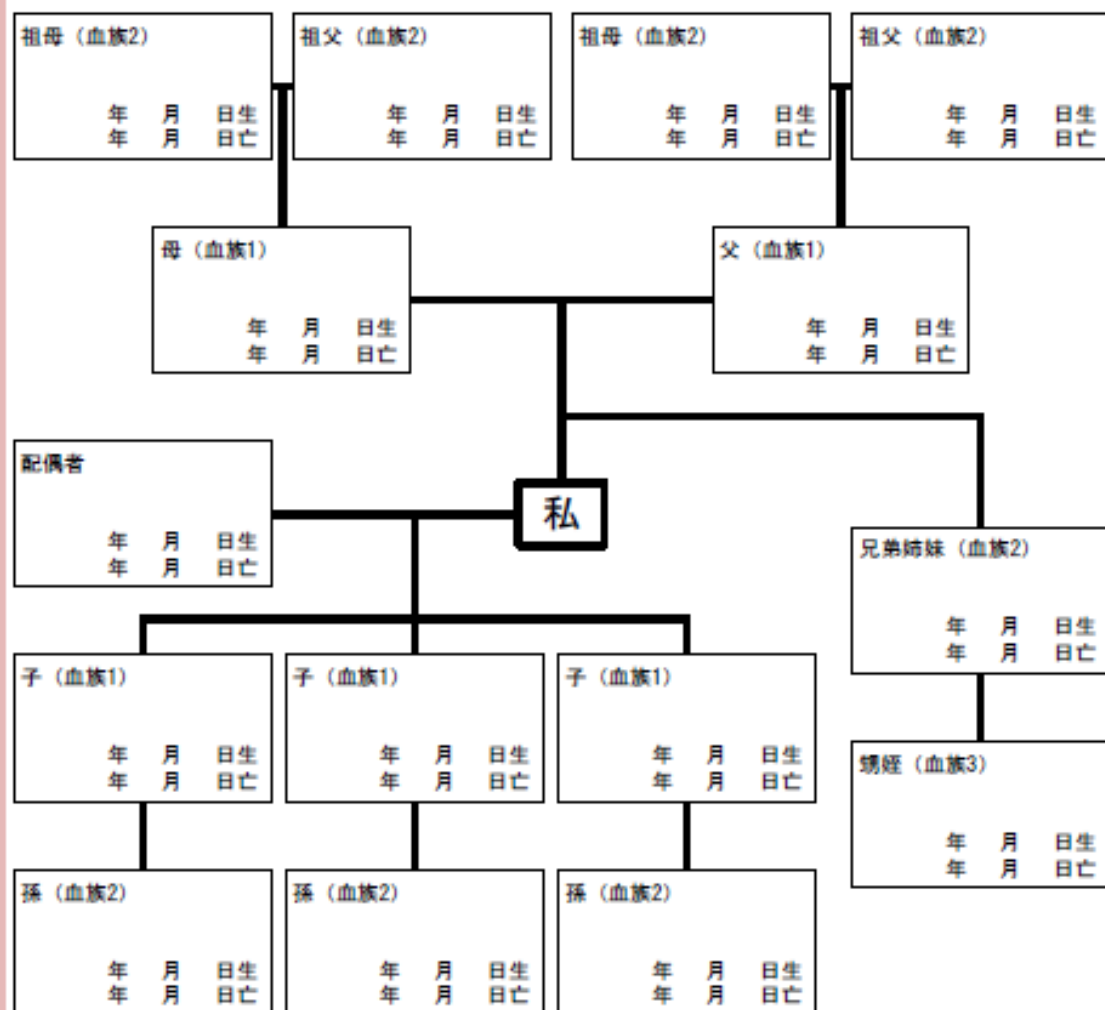
8:インターネット契約など

サービス名	ID	パスワード	備考

私の家系図

●相続や埋葬時の規定にもかかわることが多いので、親族の関係をあらためて知っておくとよい。P.14のチャートを参考に、自分の相続人が誰かをしっかり知っておこう。「私」からみて、祖父母より前の代は「ご先祖さま」になる。

◆「私」を中心に主だった血縁者をメモしておこう ⇒ 相続や祭祀主宰に大きく関係する



●子、兄弟姉妹が書き切れない場合は、ここに記入しておく

万が一のときに

●終末期医療・延命処置について

終末期医療を受ける場合、本人の意思確認が難しい状況では、本人の意思に反して延命治療が行われることも少なくありません。

もしも、延命のためだけの治療は行わない「尊厳死」を希望するなら、あらかじめ「尊厳死宣言書」を作成しておき、それを第三者に託して、万が一の時に医療機関へその意思を伝えてもらう必要があります。いざという段になって、家族間での意見の相違によるトラブルを防ぐためにも、日ごろから家族に自分の希望を伝えて、理解を得ておくことが大切です。終末期医療に関する自分の希望を下記に記して、家族に伝えておきましょう。

終末期医療に対する私の希望

●余命が確定したら

- 告知しないでください
- 告知してください
- 家族や後見人等の判断に任せます
- その他 ()

●延命処置について

- 尊厳死宣言書を作成しています
保管場所・預けている人 ()
- 死期を延ばすためだけの延命処置は行わないでほしい
- 積極的に延命処置を行ってほしい
- その時点での医療者の判断に委ねます
- その他 ()

●経口摂取（口からの食事）が出来ない場合の栄養補給について

- 水分補給以外の経管栄養（経鼻・胃ろう等）は行ってほしくない
- 経管栄養を行ってほしい
- その時点での医療者の判断に委ねます
- その他 ()

●献体や臓器提供について

- 望みます
具体的に ()
- 望みません

この上記の内容は、私の精神が健全な状態にあるときに記入したものです。医療上の判断が必要になった場合、医師及び親族等は私の意思に従い対処していただくことをお願いします。

記入日 年 月 日

(自署) 氏名

実印

●葬儀社選択の重要性

- 決めた葬儀社がある⇒事前相談・事前見積もり
葬儀社名 ()
連絡先(電話番号) 担当者 ()
メモ:
- これから葬儀社を考える⇒選択前提と優良葬儀社の条件
▼以下、当てはまる項目が多ければ葬儀社の企業品質や資質が高い
- 前提条件
個人情報の守秘管理が適切な葬儀社かどうか? (優 良 可 不可)
例: (一社)日本葬祭情報管理協議会認定のPIP認証事業所など(下記参照)
- 事前相談に適切に対応⇒担当者の人柄や葬祭知識度 (優 良 可 不可)
- 事前見積もり等に対応⇒明瞭な金額や経費の説明度 (優 良 可 不可)
- 要望や希望をよく聞いてくれる⇒聞き方態度 (優 良 可 不可)
自社パターンの押し付け度 (多い 普通 少ない)
- 適切な情報発信⇒会報誌発行 (内容レベル: 高い 普通 低い 発行無し)
- セミナー開催など (内容レベル: 高い 普通 宣伝・勧誘 開催無し)

●初期対応で事前に要望すること、葬儀社に相談すべき項目

- 病院逝去の場合⇒自宅に一旦安置してもらいたい
- 適切な施設に移送・安置してもらってもよい⇒葬儀社選択と連動
- 遺された家族(または後見人)に任せる
◆安置場所のころづもり・名称 ()

●「葬儀」では最少限なされなければならない遺体対応がある

- ①棺に納めること ⇒ 納棺
- ②その棺(柩)を火葬場へ運ぶこと ⇒ 霊柩車
- ③火葬場で荼毘に伏す事
(希望の場所も可能 原則最寄りの火葬場)

この3点は、確実に果たされなければならない。この対応にはどうしても「葬儀社」の実働が不可欠。そのためにも事前の葬儀社選択は「お葬式」全般に関して大変重要なことになる。

そこで最小限の要望を心づもりして、下記の見積もりをとっておくと良い...適宜 ○印をつけておく

- 棺 ⇒ (伝統的 現代的 高級品 普及品 遺された人に任せる)
- 霊柩車 ⇒ (伝統的 現代的 高級車 普通車 遺された人に任せる)
- 火葬場 ⇒ 地域によって火葬炉ランクがある (□ こだわる □ こだわらない)
- 拾骨容器 ⇒ (伝統的 現代的 高級品 普及品 遺された人に任せる)

◆PIP認証(プライベート インフォメーション プロテクト)とは

葬祭の施行という緊急的、突発的な事例を踏まえて、故人や個人(喪主・遺族)の情報の守秘管理、保全または破棄などを的確に行う葬祭関連の事業所に付与するもの。とくに事前相談や葬式の施行時にはプライバシーポリシーの表明が必須。

これは葬儀社選択における大きな前提条件である。このマークを目印にしてください。



日本葬祭アカデミー教務研究室 マイ・エンディングノートから抜粋

●墓じまいについての希望

P16.17を理解したうえで・あらためて考えてみよう

- 田舎の墓を処分したい ⇒ 墓終い ⇒ お墓の撤廃 (祭記停止)
- 近所にお墓を移したい ⇒ 墓仕舞い ⇒ 「改葬」 (祭記継続)

●改葬はお墓の引越し 下記の手順をチェックしてみよう

- 移したいお墓の所有者は? ()
- 移したいお墓の使用権者は? ()
- 移したいお墓には誰が埋葬されてるのか? () 計 柱)
- 埋葬者の関係者(血縁者・親族)には了解を得ているか?

●改葬には役所の手続きが必要・改葬申請書を書く前に

- 移転先の「墓所」の受け入れ証明はあるか?
- 移転先はまだ決まらないが、一旦どこかに保管して決める

ポイント 受け入れ証明は必ずしも必要ではない。自宅での一時保管や最寄りの寺院で預かってもらう場合、また散骨の場合などもある。

- 全部、合祀または合葬墓に集約して埋葬する
その場所、名称は ()
- 改葬申請書の項目に、これまで埋葬されていた場所と管理者の署名捺印(寺院なら住職)は簡単にもらえるかどうか?

ポイント 埋葬証明にからめて「離権料」等を請求する寺院もある。まずはこれまでの感謝など、事情を説明して、もし、もめそうときには、改葬等に精通した第三者の有資格者(弁護士、行政書士等)に事務代行をお願いすると良い。

●実際の「墓じまい」にかかる実働項目

- これまでのお墓の撤去(整地・墓石処分・遺骨の搬出等)
⇒石材店に事前に見積りを取る
(名称・連絡先 ()
- 遺骨の移送・集約合祀(古い遺骨を一つにまとめる)

ポイント 古い遺骨で、骨壺の数が多い場合は一つまみづつ頂き、総量をなるべく少なくする。埋葬者の記録(過去帳など)をしたうえで、先祖一同として一つの容器に納めなす。

- ⇒僧侶立ち合いの供養と残骨処分の委託・閉眼供養・お布施
- 改葬先の墓所や散骨の場合、遺骨の「粉末化」もある
- 分骨を「本山納骨」する希望がある ⇒ 納骨先の寺務所へ相談
- 分骨を「海外納骨」する希望がある ⇒ 日本葬祭アカデミーへ相談

◆改葬に関しては、受け入れ先がいろいろアドバイスをしてくれるので、ここでは「役所の手続きが必要である」ことだけ知っておくと良い。

お墓の「流行」は100~150年くらいで移り変わる。現代では「先祖代々」や「〇〇家のお墓」が変わろうとしている。形式や形態が変化しても、私たちの故人に対する素朴な思いは、日本人の感性として受け継ぎたい。追悼や思い出の中で故人は生きている。子供世代に「こころ遺産」としての供養観は豊かな情操としても考えておくべきである。 ◆「ふるさと納骨」についてはアカデミーへご相談ください

日本葬祭アカデミー教務研究室 マイ・エンディングノートから抜粋